

法学部・法科大学院における社会学教育は いかにあるべきか？

檜村 志郎

神戸大学

skashimu@kobe-u.ac.jp

Teaching Sociology in the Context of Legal Education

Shiro Kashimura

Kobe University

Key words: Conversation Analysis, Professional Legal Education, General Legal Education, Sociology of Law, Legal Consultation

1 法学部・法科大学院

日本の司法制度をささえる職業的あるいは教育的条件は、1990年代半ばから2000年代半ばまで続いたいわゆる司法制度改革によってかなり変化した。法科大学院は、弁護士人口の増大の必要性に対応するために、2004年または2005年4月に開校した。

法科大学院での法学教育は変わったか？(1)実務家教員が複数名採用され、実務教育を担当することになった。実務家教員も実務教育も法科大学院教育の全体にまだ十分統合されていない。(2)理論教育のなかで知的財産法、労働法、租税法、アメリカ法等の人気があがった。主要教科である憲法・民法・商法・刑法の人気は依然として高い。これは、実務界の関心・司法試験の重点が科目の地位に反映していることを示す。(3)法社会学・法哲学・法史・外国法等のうち、アメリカ法を除くと、一般にその地位・人数はもともと低かったが低下した。これも同じ原因に加え、教員スタッフの定員配分方針による。(4)政治学は、公共政策大学院によって疲弊化した部分もあるが、独立している。

法学をめぐる知的状況はどうか？法社会学の研究者は、他の法学者と似た仕方で、政府審議会や在野運動に曖昧ながら専門家として参加して知識や意見を提供している。その一部は司法改革に関連しているが、他のもの(被害者運動、震災等)はとくに関連していない。

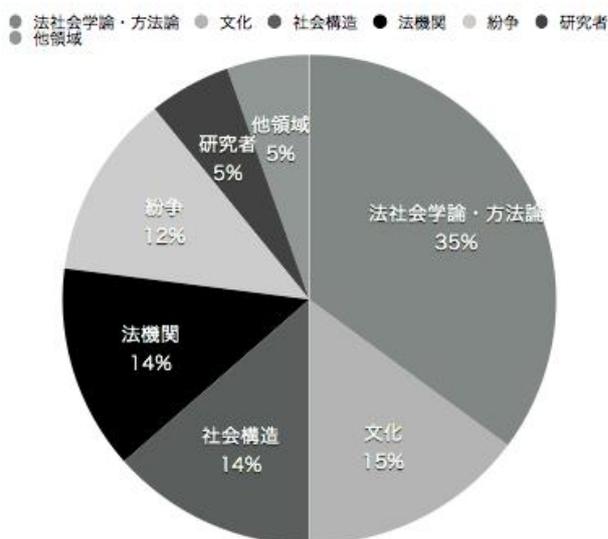
なお、法社会学という分野は日本では主に法学部卒業者・法学者によって確立発展している。ただ、主要な法学部でも法社会学専門の教員を雇用していないものも多い。日本の法学部では政治学

が教授されているので社会学者がその一員であることはある。法社会学は、法学の各分野とは、研究上、教育上、他の社会学とは異なって、親密な関係にある。

表 1:日本法社会学会編(1998)各章タイトルに使用された用語

<法社会学論・方法論 26>	法社会学 20 比較法社会学 1	日本 2 解釈法社会学 1	経験的 1 市民法学 1
<文化 11>	法文化 3 法化 1 相互作用 1 フェミニズム 1	ポストモダニズム・ポストモダン 2 均衡・秩序・進化 1 社会 1 象徴的機能 1	
<法執行 11>	法・行政法・刑事法 5 行政過程 1	公害・環境問題 3 規制執行過程 1	弁護士 1
<社会構造 10>	家族・親族 4 都市 1	農村・村落社会 2 共同体・自然・所有 1	慣行 1 企業組織 1
<紛争・裁判 9>	規範 2 交渉 1	紛争 2 解決 1	裁判過程・裁判外 2 家事調停 1
<他領域 4>	心理学 1 法言語学 1	犯罪社会学 1 アジア法 1	
<研究組織 4>	学会 1 インターネット 1	研究指導體制 1	制度化 1

図1: 同上



2 法学部での法社会学教育

2.1 法社会学は何を研究・教授しているか？

法社会学は、法学部にいわば特殊に適応した社会学とすることができる。法学部は、その独特の専門性によって、孤島的環境を法社会学に与えてきた。法社会学は、法学のなかで、それなりの独自領域を確立してきたが、その領域の住人は、孤島外の世界（たとえば社会学）に異邦的につながっていることが多い。また、文化的伝搬に付随する文化ラグも存在する。それは法社会学の長所でもあり短所でもあろう。

法社会学は、このようにして、一定の存在を法学部のなかに得ているが、それは何を教えているか。1997年に法社会学会の創立50周年を記念して法社会学の諸テーマの回顧が行われた。その章のタイトルから主な用語を拾い上げると表1および図1のようになる。

「課題」とか「現状」「展望」のような語はカウントしていない。まず、日本の法社会学の関心の多くが、法社会学のあり方や方法論に注がれている。とくに「～の法社会学」「～と法社会学」という仕方で多くの主題が研究されている。何が対象になるかに目を向けると、大きくは4つの分野に分かれており、第1は法の文化的機能や社会組織化機能の分析、第2は、各種の実定法、行政的法執行過程の研究、第3は、家族・親族・村落・共同体・組織などの内部規範の分析、第4は、紛争・裁判の研究である。このほか、他の法学領域との関係、法社会学者の研究活動とその組織というテーマがある。

2.2 法学部での法社会学教育

—2015年度「法社会学入門」を例に—

多くの法社会学の教育も主としてこの研究関心を反映して行われてきている。神戸大学の場合つぎのようである。法社会学の授業は3名の教授で担当している。法学部での授業は、講義形式では「法社会学概論」4単位、「応用法社会学」2単位、「法社会学入門」2単位であり、このほかに、学部ゼミナール、学部共通講義である1年次演習がある。大学院では、法社会学を専攻する学生（研究者養成とは限らない）に対する個別指導および講義と実務家を含む専攻外の修士課程の学生に対する講義である。大学院においては、英語文献を購読することが多いが、近年の学生は研究者志望者を除くと英文を読む能力が低いので日本語文献を用いることが増えている。

今年度前期には、「法社会学入門」を新入生に向けて講義した。講義目標はシラバスでつぎのようにアナウンスした。

法社会学は、社会制度の一つとして法を理解しようとする学問である。本講義では、社会の他の制度（家族、市場、政治等）と法制度がどう関わるのかについて考える。全体を3部に分ける。第1部では、社会制度として法をとらえる目的について考える。第2部では、立法したり、裁判したりするということはどういうことなのかを考える。第3部では、日本の社会の中で、法が果たしている役割について考える。（<https://syllabus.kobe-u.ac.jp/>から閲覧できる。時間割コード J003）

トピックの配列は表 2 のようになった。

表 2: 2015 年度前期「法社会学入門」講義計画

回	テーマ	主な内容 (抜粋)
1	イントロダクション	法社会学とは・社会制度
2	行為の反復・典型化	社会的行為のいろいろ
3	社会的因果関係	社会的因果性・犯罪数
4	言語の機能と逆機能	言語のシンボル性
5	法のいろいろな場面	法のシンボリックな利用
6	契約	会話学校入学契約
7	「もめごと」	もめごとと秩序
8	紛争	労働紛争の文化
9	解決	和解の質的研究
10	組織	企業内法律家
11	情感	死と追悼
12	相談	法律相談研究
13	合意	模擬和解の会話分析
14	地域	弁護士分布
15	社会	法の解釈

「社会制度」、あるいは「社会学的社会制度」とは、社会のメンバーである諸個人や諸団体の中で、繰り返される典型的な行為の型があることである。第 1～5 回はこの考えの説明である。私は、この考えは社会学が法学を学ぶ人に提供できる最良の指針の一つだと考えている。そしてこの考えは、エスノメソドロジーのさまざまな分析を理解するための指針でもある。

ちなみに Garfinkel は 1956 年に「精神医学者のための社会学の概念と方法」という講義を行っている。その中で、社会学の主題対象(subject matter)は「社会組織(social organization)」と「社会的現実(social reality)」であるとしている。Garfinkel によれば「社会組織」は、「社会的行為の諸パターンが関係づけられている仕方について、社会学者がかれの思想をとりまとめる助けとして訴える諸観念の関係し合う集合」(ibid.,p.181)である。また、「社会的現実」は「ときには「文化」と同義で使われ、実践的日常生活の諸状況が、社会的に組織され、そして、そのようなものとして、人々によって、現勢的または潜勢的な諸事実—それはその人によって、かれの集団の他のメンバーがかれと同じ仕方で知り、また、他者たちが、かれがそうするのと同じく、当然のもののみならずものである—の様な諸帰結として、知覚し、知り、取り扱う仕方」だという (Garfinkel, 1956, p.184)。私はその意味で「社会制度」を用いていると考えている。

2.3 トピックの例—「法的事実」の概念

上の最後の主張を「法的事実」の概念という一つの例でよりあきらかにしてみたい。法学者たちは、権利や義務をあつかうが、その権利や義務が「自然的な意味で観察したりその他の仕方では知ることができる事実」だとは考えていない。やや古風な言い方を用いれば、「法の適用という人の判断作用の結果としてのみ認識されうる観念的・文化的実在である」という（山本 1986,p.236.当時の民事訴訟法の教科書の著者による要約だという。）。この言い方は一定の哲学的思考法になれた人には理解可能だが、そうでない学生が多い。だが、法学の事実論は、字面も難しいが、適用することも難しい。

山本(1986)はつぎのように経験を述べる。

教科書では、つぎのように続く。[訴訟]では右の判断作用は、つぎのような複合的三段論法の過程として現れる。すなわち訴訟物たる権利等の存否の主張は、まずその発生・・・個々の法律効果の主張によって肯定または否定されるが、その法律効果は、またそれ自体として、適用せられるべき法規の構成要素に該当する事実（要件事実）の存否に基づいて判断せられ、さらにその事実は、原則として、証拠に基づいて判断せられる。・・・Aはお前から百万円払ってもらはずになっていた。その債権をAから俺は譲り受けた」というのはどうか。私たち[著者の仲間の司法修習生]の大半はこれを事実として取り扱って起案を書いたのだ。しかし講義で説明されたのは、(1) Aとお前は百万円払うべき契約（たとえば売買とか請負とか、それを特定する）を結んだ、(2) Aの有していた百万円の債権についてAと俺とは債権譲渡契約を結んだ。と二つの事実を主張しなければならない。（山本 1986,p.237）「Aは俺に百万円支払うべきである」は事実命題でないというべきであろう。しかし、私が百万円もらえるかどうかという重要な事項を意見の相違にしまってよいとは思われない。それでは取引などできないであろう。では「契約を結んだ」はどうかというと、法学者と法実務家は、前者は事実ではないが、後者は事実であるとして行為を行うが、この区分は修習生や素人をまごつかせるものである。

社会組織という現象は社会学が発見したものと思われるが、それは、前者の命題と後者の命題の違いを実践的に（「実践的」は「産出の論理によって」という意味で用いる。）明らかにしている。つまり、「百万円支払うべきだ」を産出する行為のタイプはそれを構成する観察または伝達可能な事実群として特定できないのに対して、「売買契約」は特定のタイプの行為として社会的に制度化されているのである。

私の考えでは、一般に法学は社会的にタイプ化された行為の存在という前提（それは「法素材」とよばれることもある。）に依存して論理や伝達を組み立てているのである。この前提は、判例の「射程」の理解、法的安定性の「対象」の理解、独特の事実に関する立法が法と言えるか等の法学的主題に共通に用いられるものである。社会学はそのような基礎を解明することによって、法学の研究と教育に寄与することができる。

3 法科大学院の講義—法律相談の会話分析の教育を例に

神戸大学法科大学院では講義としては「ADR（代替的紛争解決）論」「現代司法論」が開講されている（各 2 単位）。前者は「展開・先端科目」、後者は「基礎法学・隣接科目」というカテゴリーである。この 2 講義は同僚の 2 名の教授が担当している。報告者は、「R&W（調査と執筆）ゼミ」（2 単位）の一つとして「法社会学」が開講されているので、この 2 年ほどそれを担当している。昨年度このゼミで「法律相談と会話分析」のテーマで教えた。

講義目標はつぎのようにアナウンスした。

本演習では、担当教員の援助のもとで、学生が主として日本の法社会学の研究論文を読解し、法社会学の視角を法実務（法解釈や立法）にどう利用できるかを検討する。また、適切な主題について短い論文を執筆する。本演習を通じて、受講者は、各自の関心に応じて、具体的研究例を通じて、法社会学の発生と展開の歴史、法社会学が問う問題とその研究方法と理論を理解するための能力をえる。また法社会学が法実践に対してどう寄与しようとしているか、何を提案できるかを判断する力を得る。（<https://syllabus.kobe-u.ac.jp/>から閲覧できる。時間割コード J843）

講義計画と進行は表 3 のとおりであった。

表 3: 2014 年度後期「R&W 法社会学」講義進行表

回	テーマ	主な内容(抜粋)
1	法律相談制度とその研究視角	「1991 年司法改革に関する宣言」 「法社会学の対象と方法」(2014) 「法律相談制度と弁護士法 72 条」(2000) 「紛争当事者の語りをどう聞くか」(2013)
2	弁護士会の法律相談制度での相互行為	「法律相談制度の可能性」(1994) 「市民から見た法律相談」(1995)
3	法律相談開始におけるやりとりの形式的構造	「法律相談における協調と対抗」(1996) 「相談先行連鎖」(2001)
4	開始交換に続く発話交換トピックの提示	「法律相談の会話分析制度的アイデンティティの呈示とトピック生成」(2002) 「法的トークの制度的特徴」(2001)
5	当事者の物語・聞き手からの働きかけのいろいろな方法・物語にもとづく助言の形成	「裁判外紛争処理における弁護士の関与」(1997) 「相談の語り」とその多様性」(2004)
6	事実とは何か	「日常と法における事実確定」(2009)
7	助言者はいかに法に言及するか	「市民法律相談における法への言及」(2014)
8	会話分析の方法への入門	「会話分析の課題と方法」(1996) 「会話分析の方法と法社会学(レジュメ)」(1987)
9	身体と会話の複合的分析の試み	「視線と法廷」(1997)
10	法廷尋問と紛争インタビューの中で言及され、使用される法	「法律的探求の社会組織」(1992) 「労働仲裁の社会的秩序」(1991)
11	学生発表	本 R&W および民事実務講義での授業の会話の分析(共同発表)会話の中で生じる笑いの分析、授業中のやりとりにおけるレジスター現象、質問と答え、等
12	学生発表	R 大学法律相談の検討(共同発表)部員へのアンケートの分析 学生法律相談の満足度を高めるために、相談時間、自由回答のテキスト分析

第 11~12 回は、法律相談以外の教材とテーマにかえて学生の小論文発表を行った。教材は、ほとんどが報告者自身がさまざまな媒体に発表した論文や発表資料である。学生の興味は持続し、理解度も十分にあった。法学部授業での同種の素材の使用経験からいうと、会話資料と会話分析の知見を用いることには、つぎのような利点がある。

(1) 理解可能性の高さ。エスノメソドロジー・会話分析の知見は、人々の文化的相互行為能力によって十分理解し、また適宜確かめることができるため、学生の知識の高低にかかわらず興味を引き、理解させることができる。

(2) 個別対応と学習の一般化。分析は、その手法とともに呈示されるので、学生の個別技能の増進にも役立てうるし、その学びを一般化することも容易である。法律相談能力は、依頼者を尊重する司法活動に寄与する。民事実務講義での尋問教育は、おそらく講師の負担の大きさにより、学生に尋問を経験させることにとどまり、尋問の望ましい・望ましくない形式構造を呈示したりすることができない。まして、個々の学生の尋問実践に即して、その学生に個別にコーチしたり、その学びを一般化したりする余裕はない。会話分析を用いると、これらはいずれも実行可能性の枠内にある。

(3) 司法的背景の理解への寄与。法律相談会話分析は、法律相談場面の「状況の定義」を教室において明確にし、批判的に検討することに寄与しうる。「状況の定義」は、関連性ある文化・社会規範を「状況」（場面）に即して具体化したものであるとともに、その状況において定型的に生じうる選択・対立等を理解する背景をなしている。「質問と答え」は、「状況の定義」を必要に応じて明確化したりその他の管理をおこなうための装置である (Lidz(2009)はそれらのセットを統合機能のシンボリックメディア (Parsons) と見ることを提案している)。

4 おわりに

ヨーロッパとアメリカにおける法社会学は、20世紀初頭の社会学の発展と法学へのその影響のなかから生じ、日本においても1920年代以降、法学の方法論的革新の試みを生み出した (檜村 2003)。近年の研究によれば、エスノメソドロジー・会話分析もまた Weber, Durkheim の社会学の伝統をひきつつ、1910年代から40年代にかけてのアメリカ社会学における実証主義と文化主義をめぐる論争のなかから刺激を受けたと考えられる。F. Znaniecki(1934)はその論争の産物と言われている (Hałas, 1998) ところ、Garfinkel は EM の方針のひとつが Znaniecki の前掲書の後をうける研究である Znaniecki(1936)に由来することを認めている。エスノメソドロジー・会話分析が今日の専門職教育において価値をもつプログラムであるとすれば、その発展をともにした Znaniecki, K. Burke, C.W. Mills, A. Schutz らの文化主義的社会学を再生発展させることにもまた価値があるのではないかと示唆したい。

文献

Garfinkel, Harold 2002 *Ethnomethodology's Program: Working Out Durkheim's Aphorism*. Edited by Anne Warfield Rawls. Rowan & Littlefield Publishers, Inc.

Hałas, Elżbieta 1998 Introduction, in Florian Znaniecki *Education and Social Change*. Frankfurt am Main: Peter Lang GmbH: 7-25.

檜村 志郎 2013 「紛争当事者の語りをどう聞くか」.九州ブロック司法書士会協議

小特集：専門職教育における社会学
法学部・法科大学院における社会学教育はいかにあるべきか？

会・日本司法書士会連合会・第6回九州地区開業支援フォーラム（福岡市、2013年11月30日）

（<http://www.slideshare.net/skashimu/how-to-listentotroublestories>）

檜村 志郎 2015 「法社会学の対象と理論 —エスノメソロジーの社会学的形成の観点から—」『法と社会研究』第1号,3-29.

檜村 志郎 2016 「アカウントの社会学的解釈—Florian Znaniecki の社会学方法論を手掛かりにして—」山本顯治・西田英一編『和田仁孝先生還暦記念論文集・振る舞いとしての法』法律文化社,3-25.

Lidz, Victor 2009 Definition of the Situation as a Generalized Symbolic Medium, Christopher Hart ed., A Collection of Essays in Honor of Talcott Parsons. Poynton, Cheshire:Madras Publications: 51-81.

日本法社会学会編 1998 『法社会学の新地平』. 有斐閣.

山本 満雄 1986 『リーガルマインドへの挑戦・パート II・司法修習生時代』有斐閣.

Znaniecki, Florian 1934 The Method of Sociology. New York: Rinehart & Company, Inc.

Znaniecki, Florian 1936 Social Actions. New York: Farrar & Rinehart, Inc.

【編集後記】

『現象と秩序』第4号をお届けします。今回は、本誌初の小特集「専門職教育における社会学」が5本の論考によって構成されています。この小特集は、昨年9月の日本社会学学会大会のテーマセッションをベースにしたものです。論争的な側面を持った論文が掲載されていると理解しております。ご意見をいただければ、幸いです。その際には、下の編集室メールアドレスの方まで、お寄せください。

次号は、2016年10月発行となります。特集の予定はありませんが、今回掲載した池谷のぞみ氏の神戸での講演を受けた、ご自身の調査に関する論考を、谷川千佳子氏（神戸市看護大学）が寄せてくれる予定になっております。「乞うご期待」です。

付記：『現象と秩序』は、国立国会図書館雑誌記事索引の対象誌に選定されています。CiNii等でも「論文単位」「論文著者単位」で検索が可能となっております。（Y.K.）

『現象と秩序』編集委員会（2015年度）

編集委員

檜田美雄（神戸市看護大学）

中塚朋子（就実大学）

堀田裕子（愛知学泉大学）

編集幹事

松下晶季（神戸市外国語大学）

坂根杏奈（神戸市外国語大学）

編集協力

村中淑子（桃山学院大学）

『現象と秩序』第4号

2016年 3月31日発行

発行所 〒651-2103

神戸市西区学園西町 3-4

神戸市看護大学 檜田研究室内 現象と秩序企画編集室

電話・FAX) 078-794-8074（ダイヤルイン）

e-mail: kashida.yoshio@nifty.ne.jp

PRINT ISSN : 2188-9848

ONLINE ISSN : 2188-9856

<http://kashida-yoshio.com/gensho/gensho.html>